

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
158	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	野菜価格安定対策事業の見直し	野菜価格安定対策事業において、県域で統一された規格基準により共同出荷・共同販売されている品目については、県域を1産地とすることが可能となるよう区域条件の見直しをすること。	野菜価格安定制度は、国民消費生活上重要な野菜の価格が天候による豊凶などで低落した場合に販売収入を補てんし、生産者の経営安定と次期作の安定を図る制度である。野菜価格安定制度における指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を活用するためには、指定野菜を毎年栽培する規模の大きな産地を国が指定する指定産地、または都道府県知事が地方農政局長と協議して選定する特定産地である必要がある。 当県西部の指定野菜(なす)の1産地は、面積条件が未達となり、指定産地から解除となっており、同じ品目を栽培する他市町村と接していなかったことと、市町村ごとの面積条件(1ha以上)が未達であったことから、複数の市町村を特定産地としても選定できない状況となり、県内統一の産地指導や共同計算という生産体制・集出荷体制の一体性が担保されているにも関わらず、制度に加入できず、農業者のセーフティネットが失われる事態となっている。 ※野菜価格安定対策事業では、対象となる野菜産地の基準として、産地としての栽培面積及び共販等率に加え、指定基準等において、複数の市町村を区域として指定する場合は、①「互いに境界線を接しており、かつ複数の市町村にまたがる共同出荷体制が整っていること」、また、一定の生産地域であって集団産地を形成することが必要と認められるものを指定するという観点から、②「原則として産地を構成する市町村(市町村の区域を分けてその一部を指定する場合は、その区域)それぞれが1ha以上の当該種別の作付面積を有すること」という条件がある。	県域で統一された規格基準により共同出荷・共同販売されている品目を栽培する生産者が、栽培地域の状況にかかわらず平等にセーフティネットを活用できるようになり、産地の維持が図られるとともに、中山間地域などでは新たな産地形成の後押しとなる。	野菜生産出荷安定法第4条 野菜生産出荷安定法施行規則第1条、第2条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知) 野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて(平成20年2月29日付け19生産第8620号農林水産省生産局園芸課長通知)	農林水産省	高知県、富山県、香川県、須崎市、土佐清水市、香南市、大川村、中土佐町、越知町、日高村、大月町

〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
大阪府、和歌山県、島根県、熊本市	<p>○当県において、特定野菜「さやえんどう」にて同様の支障事例がおきており、指定産地になっている市町村に隣接している同一JAで出荷を行っている別自治体では、単独の作付け面積が1ha未満で、要件を満たせず、区域に含むことができない。</p> <p>○当県では、水田を活用して園芸品目の産地化を全県で進めており、産地化に取り組む品目のうちキャベツ、タマネギについては、集荷団体が県内で同一の規格基準や共同計算・共同販売に取り組んでいる。一部地域が既に指定産地として指定されているが、当該地域以外で産地形成に新たに取り組む地域では、指定産地の拡大要件の一つである、市町村ごとの面積が1ha以上に該当しても、指定産地市町村と接していないため、セーフティーネットが活用できない状況となっている。</p>	<p>野菜生産出荷安定法は、主要な野菜について、一定の生産地域における生産と出荷の近代化や安定を図ることで、消費者への安定供給に資することを目的としており、指定野菜の一定の生産地域であって集団産地として形成することが必要と認められる区域を「野菜指定産地」として指定するものとしている。</p> <p>野菜の生産・出荷に係る条件は地域によって異なるものであり、それに応じて適した栽培体系や出荷時期も異なるものであることから、集団的な産地を形成し、当該産地における生産性の向上や出荷の近代化等を図るという本法の趣旨に鑑み、生産が一定以上のまとまりをもって行われていること(作付面積)及び共同出荷体制が整っていること(出荷割合)を野菜指定産地の指定の要件としているところであり、県域で統一された規格基準で出荷されていることのみを以て、生産地域が離れており、栽培体系等が異なる地域を集団的な産地として1つの野菜指定産地とみなすことは困難である(特定野菜を対象とした「特定産地」も同様)。</p> <p>なお、野菜価格安定制度では、野菜の生産・供給能力が高く、共同出荷を通じた計画生産・出荷による安定的な供給効果が高い産地に施策を集中的に講ずることで、効率的かつ効果的に野菜の安定供給を図ることとしているが、仮に出荷規格基準が統一されていることを以てして県域全体を野菜指定産地とするような運用を行えば、全都道府県・全市町村が全指定野菜の野菜指定産地とみなされることになりかねず、法の趣旨に反すると考えられるほか、安定的な制度運営が困難となることにご理解いただきたい。</p>